

ダイヤ営業所システム導入業務に係るプロポーザル実施要領

この要領は、ダイヤ営業所システム導入業務に係る事業者選定に当たり、当該システムに係る専門性等について評価し、最適な受注者を選定するためのプロポーザルの実施に係る事項を定めたものである。

1 業務概要

(1) 業務の名称

ダイヤ営業所システム導入業務

(2) 業務の内容

別紙「仕様書」のとおり

(3) 履行期間・場所

期間：契約締結日から1年（365日）以内

場所：高槻市芝生町四丁目3番1号 高槻市交通部運輸課ほか

(4) 契約上限額

36,881,900 円（消費税及び地方消費税を含む）33,529,000 円（税抜き）

2 参加条件

本プロポーザルの参加者に必要な参加条件は次のとおりである。

- (1) 高槻市財務規則（平成7年高槻市規則第13号）第107条に規定する入札参加資格者名簿又は高槻市自動車運送事業契約規程（昭和62年高交管理規程第8号）第12条に規定する指名競争入札参加者名簿に登載または登載予定の者。

※なお、現時点で名簿に登載されていない者については、5（1）に掲げる「様式2 入札資格参加承認申請書」の提出をもって登載予定の者として取り扱う。）

- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- (3) 高槻市建設工事請負業者指名停止基準又は高槻市物品売買業者指名停止基準の規定による指名停止等の期間中でない者であること。
- (4) 高槻市契約からの暴力団排除に関する措置要綱の規定による入札等除外措置の期間中でない者であること。
- (5) 過去10年間（平成25年度以降）に地方公営企業や民間バス会社等に導入実績があること。

3 担当部署

高槻市交通部運輸課

担当：小西、采女

住所：〒569-0823 高槻市芝生町四丁目3番1号 芝生営業所2階

電話：072-677-3510

FAX：072-677-3516

メールアドレス tak0153@city.takatsuki.osaka.jp

4 スケジュール概要

項番	手続き等	期限等
1	募集要項の公表・公募開始	令和6年7月24日（水）
2	参加表明書類及び質問受付期限	令和6年8月8日（木） 午後5時15分
3	質問への回答期限	令和6年8月21日（水）
4	企画提案書等の提出期限	令和6年8月30日（金） 午後5時15分
5	プレゼンテーション及びヒアリング 審査	令和6年9月11日（水）予定
6	選定結果通知（HPの公表など）	令和6年9月12日（木）予定
7	受託候補者との協議及び契約の締結	令和6年9月25日（水）予定

※上記日程については、変更となる場合がある。

5 参加表明書等の提出

(1) 提出書類

- 様式1 参加表明書
- 様式2 入札参加資格承認申請書 一式（上記2（1）に登載が無い者）

(2) 提出期限

令和6年8月8日（木）午後5時15分必着

(3) 提出方法

- ①様式1については、「高槻市交通部運輸課」代表メールアドレスまで、PDF形式にして提出し、必ず電話にて担当者（小西・采女）に着信確認を行うこと。

【メールアドレス：tak0153@city.takatsuki.osaka.jp】

※メールの件名は、「参加表明：ダイヤ営業所システム導入業務」とすること。

②様式2については、持参（事前に要電話連絡）又は郵送（簡易書留等）で提出すること。ただし、持参する場合は平日午前9時00分から12時00分まで及び午後1時00分から5時15分までの間とし、郵送する場合は必着とする。

【郵送先】〒569-0823 大阪府高槻市芝生町四丁目3番1号 芝生営業所2階 高槻市交通部運輸課 ダイヤ施設チーム宛

(4) 提出部数

1部

6 質問の受付及び回答

(1) 質問受付期限

令和6年8月8日（木）午後5時15分

(2) 質問受付方法

3の担当部署メールアドレス宛に質問書（様式2）を電子メールに添付して提出（PDFもしくはマイクロソフトワード形式）し、必ず担当者（小西・采女）に着信確認を行うこと。

【メールアドレス：tak0153@city.takatsuki.osaka.jp】

なお、メール件名は「質問：ダイヤ営業所システム導入業務」とすること。

(3) 質問回答日

令和6年8月21日（水）

(4) 回答方法

全ての質問とそれに対する回答を(3)質問回答日までにすべての参加事業者へ電子メールにて連絡する。

7 企画提案書の作成

(1) 企画提案書の作成

企画提案書は、仕様書及び別紙1「ダイヤ営業所システム導入業務に係るプロポーザル審査基準」（以下「審査基準」という。）を参照の上、作成すること。

(2) 企画提案書の拘束力

最優秀提案者決定後、提出された企画提案書に基づき、本市と協議の上、

契約時に業務委託仕様として決定する。

(3) その他の注意事項

- ① 様式は自由とする。
- ② 表紙と目次を付し、表紙と目次以外に適宜ページ番号をふること。
- ③ ページ数は各システム 30 ページ以内とする。(表紙、目次はページ数に含めない。両面可。またページ数の多寡は評価に含まない。)
- ④ 原則 A4 判にて作成すること。
- ⑤ A4 判縦横問わず、横書きにて記述すること。
- ⑥ 文字は 10.5 ポイント以上とし、書体は任意とする。
- ⑦ 提案書への資料の添付は認めない。文書を補完するためのイメージ図、イラスト、グラフ等の使用は可とする。
- ⑧ 鉛筆など容易に消せるもので作成した提案書は認めない。
- ⑨ 匿名で審査を行うため、企画提案書は、正本と副本を作成し、副本には事業者名又は事業者が類推できる表現等は記載しない若しくは黒塗りを施して提出すること。

8 企画提案書等の提出

(1) 提出期限

令和 6 年 8 月 30 日（金）午後 5 時 15 分まで必着

(2) 提出場所

〒569-0823 大阪府高槻市芝生町四丁目三番1号 芝生営業所
2階 高槻市交通部運輸課 ダイヤ施設チーム宛

(3) 提出方法

- ① 提出する提案は1案のみとする。
- ② 持参（事前に要電話連絡）又は郵送（簡易書留等）とする。
なお、持参する場合は平日の午前8時45分から12時00分及び午後1時00分から5時15分の間とし、郵送する場合は必着とする。
- ③ あわせて3の担当部署メールアドレス宛に PDF 形式でメール提出すること。

(4) 提出書類及び提出部数

提出書類及び持参又は郵送による提出部数については、別紙2「ダイヤ営業所システム導入業務に係るプロポーザルの提出書類」のとおり。

(5) 提出辞退

提出を辞退する場合には、3の担当部署メールアドレス宛に提出辞退届

（様式 6）を電子メールに添付して提出するものとする（PDF 形式とすること）。なお、辞退により事業者が不利益な扱いを受けることはない。

(6) 留意事項

- ① 提出書類の差し替えは認めない。
- ② 提出書類は、返却しない。
- ③ 提出書類に係る公文書公開請求があった場合は、高槻市情報公開条例に基づき、提出書類を公開することがあるものとする。
- ④ 提出書類には、会社名、ロゴマーク等、会社名を特定できるような表示を一切しないこと。

9 審査方法

(1) 審査基準

本市が設置する「ダイヤ営業所システム導入業務に係るプロポーザル選定委員会」（以下「選定委員会」という。）において、企画提案書等の書類審査、プレゼンテーション及びヒアリングを次のとおり実施する。審査は審査基準に沿って行う。

(2) 審査方法

① 書類審査

提出された企画提案書等の書類について審査を行う。

② プレゼンテーション及びヒアリング

ア 実施日（予定）

令和 6 年 9 月 11 日（水）午前

※ 実施時間の詳細は、後日個別に連絡する。

イ 場所

高槻市交通部芝生営業所 2 階会議室

ウ 時間配分

プレゼンテーションは 20 分以内で行うこと。その後質疑を 15 分程度予定する。プレゼンテーションの残り時間が 3 分となった際、事務局から合図を行う。

エ 注意事項

- プレゼンテーション及びヒアリングの内容は、提出された企画提案書等に基づくものとする。なお、資料の追加は認めない。
- パソコン等の機材を使用する際は、提案者が持参すること。その場合も資料の追加は認めない。なお、スクリーン、プロジェクタ（型

番：エプソン E B - W 0 6)、H D M I ケーブルは本市で用意するが、適合しない等の場合は持参も可とする。

- 必ず本業務に従事する予定の者がプレゼンテーション及びヒアリングの対応を行うこと。
- 会社名は名乗らないこと。また、会社名を特定できるようなもの（バッジ等）を身に着けないこと。
- 提案者が 1 者の場合でも、プレゼンテーション及びヒアリングを実施し、審査を行う。

(3) 評価方法

審査の評価点は、書類審査、プレゼンテーション等について、審査基準に沿って審査員が審査する。審査員 1 名あたりの持ち点は 1 0 0 点とし、合計 7 0 0 点満点で採点する。なお、合計得点が 4 2 0 点以下の場合は、不合格とする。

(4) 最優秀提案者の選定及び発表の方法

① 選定方法

見積額が契約上限額の範囲内である提案者のうち、(3) に定める評価点が最も高い者かつ合格者を最優秀提案者として順位付けし、次点者以下も決定する。

なお、採点の結果、同得点が 2 者以上ある場合は、【別紙 1】「ダイヤ営業所システム導入業務に係るプロポーザル審査基準」における 2 ～ 7 番「本業務にかかる個別の提案」の評価点合計が高い者を最優秀提案者とするが、この場合も同得点が 2 者以上ある場合は、選定委員の協議により決定する。

② 発表方法

選定結果は、令和 6 年 9 月 12 日（木）までに全提案者に電子メール及び郵送により通知するとともに、高槻市交通部ホームページ内にて公表する。

1 0 契約方法

- ① 最優秀提案者と契約締結交渉を行うものとする。
- ② 最優秀提案者が契約締結までに「2 参加条件」に規定する条件のいずれかを満たさなくなった場合や事故等の特別な事由により契約が不可能となった場合においては、次点の者と契約締結の交渉を行うものとする。
- ③ 契約保証金については、高槻市財務規則（平成 7 年高槻市規則第 13 号）第 115 条第 1 項の規定により契約金額の 100 分の 5 以上とする。ただし、同規則第 117 条の規定に該当する場合は、免除する。

1 1 失格条項等

プロポーザルの参加者が次のいずれかの事項に該当する場合には、その者のプロポーザルを無効とする。

- ① 所定の日時及び場所に、所定の提出方法で提案書類を提出しない場合
- ② 提出書類に記載すべき事項が記載されていない、又は虚偽の内容が記載されている場合
- ③ 2以上の提案をした場合
- ④ 自己のほか、他人の代理人を兼ねて提案した場合
- ⑤ 2以上の代理人をした場合
- ⑥ 実施要領及び仕様書等に違反又は逸脱した場合
- ⑦ プレゼンテーション及びヒアリングに正当な理由なく参加しなかった場合
- ⑧ 談合等の不正行為があった場合
- ⑨ 正常な提案の執行を妨げる等の行為をなすおそれがある者、又はなした者が提案した場合
- ⑩ 見積金額が契約上限額より高い場合
- ⑪ その他、指示した事項及び提案に関する条件に違反した場合

1 2 その他

- (1) 提案参加者は、実施要領及び仕様書等を熟読し、それらを遵守すること。
- (2) 提案参加者は、最優秀提案者決定後において、異議を申し立てることはできない。
- (3) 提案に参加するために必要な費用は、提案者の負担とする。